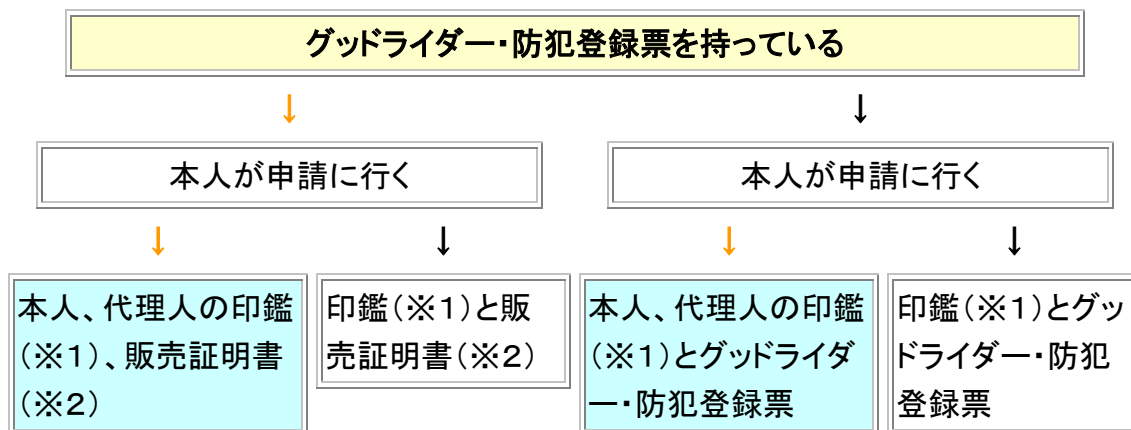
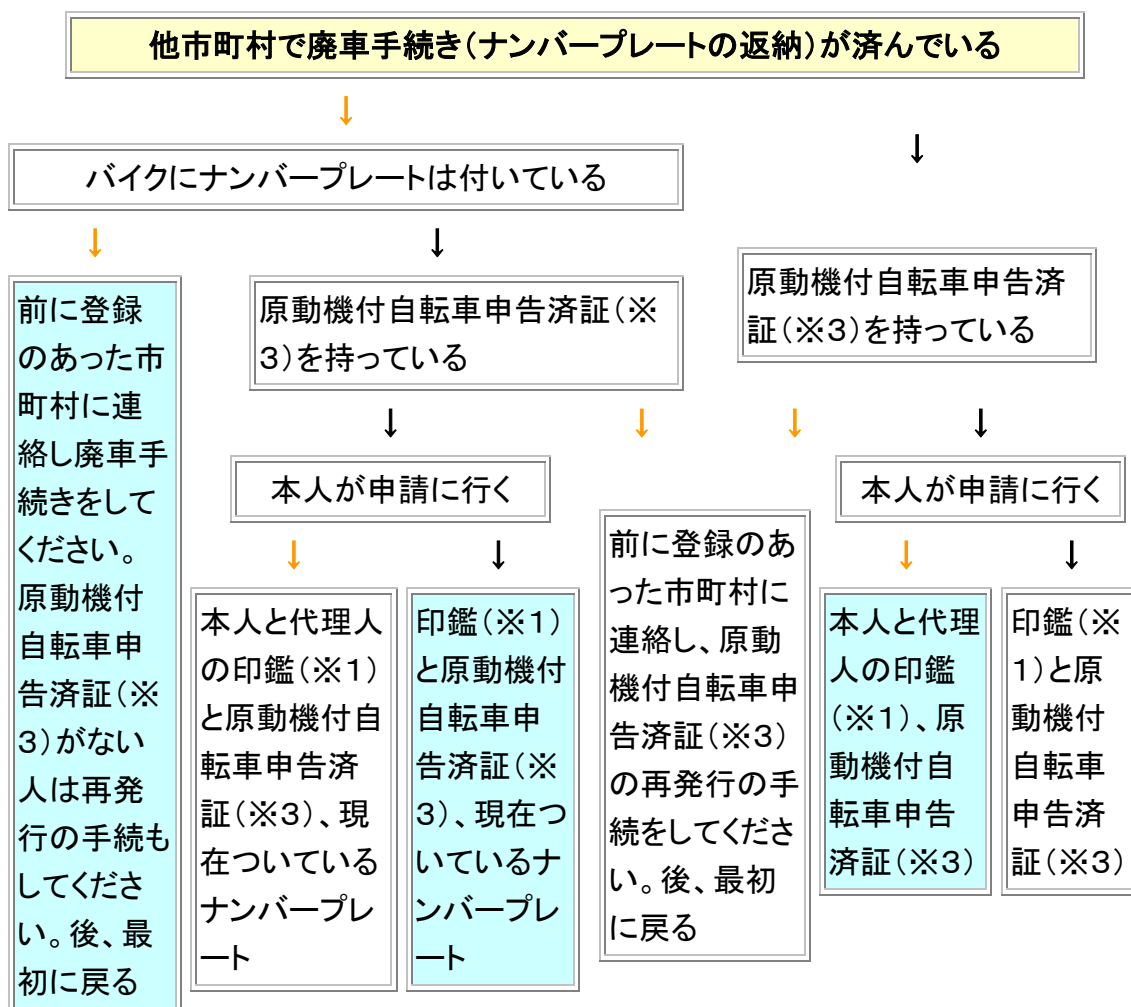


## ◎原動機付自転車の登録(譲渡を除く)

### 1. 新車・中古車で業者より購入の場合(↓イエス、↓ノー)



### 2. 本市に転入してきた場合(↓イエス、↓ノー)



- ※1 印鑑は認印で結構ですが、シャチハタはできるだけ避けてください。本人の印鑑の持ち出しが困難な場合は、「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に住所・氏名・生年月日・電話番号を記載し、印鑑を押印してお持ちください(※委任状可)
- ※2 販売証明書とは、バイクの車名、車台番号、排気量および車台番号の石ずり、古物商番号(〇〇公安委員会第××号許可)、販売業者と購入者の住所、氏名、電話番号、印鑑のあるものです。本市の「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に上記のことがすべて記されているものでも結構です
- ※3 本市では、「原動機付自転車申告済証」となっていますが、市町村によっては、その名前が、標識交付証明書や登録書、廃車申告受付書などさまざまです。お持ちの証明書が、自動車賠償責任保険や自動車損害賠償責任共済の契約を解除するための書類では登録ができません  
他市町村での登録に使用することができるが、書いてあることを確認してお持ちください